

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5164293号
(P5164293)

(45) 発行日 平成25年3月21日(2013.3.21)

(24) 登録日 平成24年12月28日(2012.12.28)

(51) Int.Cl.

A63F 5/04 (2006.01)

F 1

A 6 3 F 5/04 5 1 2 Z
A 6 3 F 5/04 5 1 2 C

請求項の数 1 (全 21 頁)

(21) 出願番号 特願2011-197458 (P2011-197458)
 (22) 出願日 平成23年9月9日 (2011.9.9)
 (65) 公開番号 特開2012-75881 (P2012-75881A)
 (43) 公開日 平成24年4月19日 (2012.4.19)
 審査請求日 平成23年9月9日 (2011.9.9)
 (31) 優先権主張番号 特願2010-203571 (P2010-203571)
 (32) 優先日 平成22年9月10日 (2010.9.10)
 (33) 優先権主張国 日本国 (JP)

早期審査対象出願

(73) 特許権者 390031783
 サミー株式会社
 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 サン
 シャイン60
 (74) 代理人 100092897
 弁理士 大西 正悟
 (74) 代理人 100097984
 弁理士 川野 宏
 (74) 代理人 100157417
 弁理士 並木 敏章
 (72) 発明者 若林 孝行
 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号サンシ
 ャイン60 サミー株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】遊戯機

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

遊戯動作を制御する制御回路が形成されている制御基板と、この制御基板を内部に収納するために、少なくともベース部及び蓋部に分割された箱状に形成されている基板ケースと、この基板ケースに貼付されるとともに、当該遊戯機の固有の情報が記録された記録媒体が設けられているシールとを備えた遊戯機であって、

前記基板ケースには、貼付された前記シールと対向する面を有し当該シールの全体を覆うタグカバー部が設けられ、

前記タグカバー部の内部には、前記シールの裏側に配置されるとともに、前記ベース部及び前記蓋部を結合する結合手段が設けられ、

前記タグカバー部における、貼付された前記シールと対向する面には、前記基板ケースから当該タグカバー部を刃物で切り離す際に、刃物で破断される部位であることを示すとともに、刃物で破断される破断部が設けられ、

前記破断部は、刃物で破断される破断箇所を複数有しており、これらの破断箇所が破断されると、前記タグカバー部における、貼付された前記シールと対向する面が切断され、前記タグカバー部の一部が前記基板ケースから切り離されるように形成され、

前記シールは、前記タグカバー部の前記破断部が刃物で破断されて、前記タグカバー部の一部が前記基板ケースから切り離されると、外部に露出するように形成され、

露出している前記シールは刃物で切断可能に形成され、

前記基板ケースは、前記シールの裏側に配置されている、前記ベース部及び前記蓋部を

結合していた前記結合手段が結合を解除されると解放可能に形成されていることを特徴とする遊技機。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、遊技動作を制御する制御回路が形成されている制御基板と、この制御基板を内部に収納するために、少なくともベース部及び蓋部に分割された箱状に形成されている基板ケースと、この基板ケースに貼付されるとともに、当該遊技機の固有の情報が記録されたICタグが設けられているICタグシールとを備えた遊技機に関する。

【背景技術】

10

【0002】

従来から、スロットマシンの遊技機は、遊技を行うのに必要な遊技装置、遊技装置の動作を制御する制御回路が形成された制御基板、及び、遊技装置及び制御基板に電力を供給する電源装置等を備えたものとなっている。

このうち、制御基板は、遊技動作を制御するプログラムを記憶したROM、及び、高速演算機能を有するLSI等からなるCPUを備え、ROMに記憶されたプログラムをCPUで実行するものとなっている。

このような制御基板は、真正のROMを入賞しやすい不正なプログラムを記憶した不正ROMに交換する等の不正行為を防止するために、箱状に形成された透明な合成樹脂製の基板ケースの内部に収納されている。

20

【0003】

制御基板を収納する基板ケースとしては、一面が開口された箱状となっているとともに、制御基板が設置されるベース部と、このベース部に設置された制御基板の上方を覆う蓋部とを備えたものが一般的である。

そして、これらのベース部及び蓋部は、内部に設置された制御基板を不正行為から保護するために、閉じた状態で互いに結合されるようになっている。

これらのベース部及び蓋部の結合には、専用の結合具、例えば、一方が他方の内部に挿入可能となるように、テレスコピック状に形成された一対の筒体を備えた、いわゆる「カシメ」が利用される。

【0004】

30

すなわち、「カシメ」の一対の筒体のうち、内側の筒体の外周面には、先端に鉤状の返し部を有する爪部が形成され、外側の筒体の内周面には、前述の爪部を係止する段部が形成されている。一対の筒体のうちの一方を他方の内部に挿入すると、一方の爪部が他方の段部に係止され、これにより、一方が他方の内部に抜け止めされ、一対の筒体が相互に結合されるようになっている。

以上のような遊技機では、閉じられた基板ケースが不正に開けられた場合に、開けられたことが直ちに判るように、ベース部及び蓋部の両方に跨って封印シールが貼り付けられるようになっている。そして、基板ケースが開けられると、封印シールが破れるので、これにより、開けられたことが判るようになっている。

【0005】

40

ここで、破れた封印シールの代わりに、賃物の封印シールを貼り付けることで、基板ケースを不正に開放したことを欺瞞することができる。この賃物の封印シールの対策として、近年、シリアルナンバー等の固有情報が電子的に記録されたICタグが一体化されたICタグシールを封印シールとして採用し、このICタグシールを基板ケースに貼付することが実施されている。

このようなICタグシールを採用すれば、専用の読み取り装置を利用すれば、記録内容の読み出しと、駆動電力の供給とが無線通信で同時にできるので、貼り付けられた封印シールが本物であるか否かの判別を容易且つ迅速に行うことができる。

【0006】

また、ICタグが一体化されたICタグシールを剥がすと、ICタグの無線アンテナが

50

破壊されるように I C タグシールを形成することができ、このような I C タグシールを採用すれば、外観を損傷させずに I C タグシールを基板ケースから剥がすことができても、I C タグの無線アンテナが破壊され、I C タグの記録内容が読み取ることができないので、基板ケースが不正に開けられたか否かの判別を容易且つ迅速に行うことができる。

しかしながら、前述の I C タグシールを利用して、鋭利な刃物、例えば、カミソリ等を利用して、基板ケースから I C タグシールを丁寧に剥がせば、I C タグの無線アンテナや外観に何らダメージを与えずに基板ケースから I C タグシールを剥がすことができ、これにより、剥がされた I C タグシールの再利用が可能となり、基板ケースを開けた後、I C タグシールを再貼付することで、基板ケースが開放されたか否かの判別が困難となる、という問題がある。

10

【0007】

この問題を解決するために、I C タグのチップが設けられるベースシートと、このベースシートを基板ケースに貼着するための貼着剤からなる貼着層と、ベースシート及び貼着層の間に形成されるとともに、貼着層の貼着力よりも弱い粘着力でベースシート及び貼着層を相互に結合する粘着層と、粘着層に成膜した金属膜をエッティングすることで形成された無線アンテナとを備え、且つ、貼着層の貼着力よりも小さい力でベースシートが破断されるようにした I C タグシールが提案されている（例えば、特許文献 1 参照）。

このような I C タグシールによれば、カミソリ等を利用して I C タグシールの剥離処理を行ったとしても、基板ケースから I C タグシールを剥がすために、貼着層の貼着力に抗する剥離力を I C タグシールに加えると、この剥離力でベースシートが破断され、I C タグシールの外観が損なわれる。

20

【0008】

そのうえ、貼着層の貼着力に抗する剥離力は、ベースシートから粘着層を剥離させて、粘着層に形成されている無線アンテナを、ベースシートに形成されている I C タグから電気的に分離するので、I C タグの記録内容の読み取りが不可能となる。

このため、カミソリ等を利用した I C タグシールの剥離処理でも、I C タグシールの再利用が不可能となり、基板ケースを開けたか否かの判別を有効に行うことができる。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0009】

30

【特許文献 1】特開 2009 - 50537 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0010】

前述のような遊技機では、化学薬品で貼着層の貼着力を無力化することができれば、基板ケースから I C タグシールを剥がす際に、I C タグシールに何ら力が加わらなくなり、I C タグの無線アンテナや外観に何らダメージを与えずに基板ケースから I C タグシールを剥がすことができるので、剥がされた I C タグシールの再利用が可能となり、不正 ROM に交換する等の不正行為の防止が確実に行えなくなるおそれがある。このため、基板ケースの開放によって I C タグシールが確実に破断される遊技機が要望されている。

40

そこで、各請求項にそれぞれ記載された各発明は、上記した従来の技術の有する問題点に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、基板ケースの開放によって、確実に I C タグシールが破断される遊技機を提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0011】

各請求項にそれぞれ記載された各発明は、前述の目的を達成するためになされたものである。以下に、各発明の特徴点を、図面に示した発明の実施の形態を用いて説明する。

なお、符号は、発明の実施の形態において用いた符号を示し、本発明の技術的範囲を限定するものではない。

（請求項 1）

50

(特徴点)

請求項1記載の発明は、次の点を特徴とする。

すなわち、請求項1に記載された発明は、遊技動作制御する制御回路が形成されている制御基板(80)と、この制御基板(80)を内部に収納するために、少なくともベース部(52)及び蓋部(53,53A)に分割された箱状に形成されている基板ケース(50,50A)と、この基板ケース(50,50A)に貼付されるとともに、当該遊技機(1)の固有の情報が記録された記録媒体が設けられているシール(12)とを備えた遊技機(1)であって、前記基板ケース(50,50A)には、貼付された前記シール(12)と対向する面を有し当該シール(12)の全体を覆うタグカバー部(57,57B)が設けられ、前記タグカバー部(57,57B)の内部には、前記シール(12)の裏側に配置されるとともに、前記ベース部(52)及び前記蓋部(53,53A)を結合する結合手段(60, 70)が設けられ、前記タグカバー部(57,57B)における、貼付された前記シール(12)と対向する面には、前記基板ケース(50,50A)から当該タグカバー部(57,57B)を刃物で切り離す際に、刃物で破断される部位であることを示すとともに、刃物で破断される破断部(59A)が設けられ、前記破断部(59A)は、刃物で破断される破断箇所を複数有しており、これらの破断箇所が破断されると、前記タグカバー部(57,57B)における、貼付された前記シール(12)と対向する面が切断され、前記タグカバー部(57,57B)の一部が前記基板ケース(50,50A)から切り離されるように形成され、前記シール(12)は、前記タグカバー部(57,57B)の前記破断部(59A)が刃物で破断されて、前記タグカバー部(57,57B)の一部が前記基板ケース(50,50A)から切り離されると、外部に露出するように形成され、露出している前記シール(12)は刃物で切断可能に形成され、前記基板ケース(50,50A)は、前記シール(12)の裏側に配置されている、前記ベース部(52)及び前記蓋部(53,53A)を結合していた前記結合手段(60, 70)が結合を解除されると解放可能に形成されていることを特徴とする。10

【発明の効果】

【0012】

(請求項1の効果)

以上のように構成されている本発明は、以下に記載されるような効果を奏する。

すなわち、請求項1記載の発明によれば、基板ケースのベース部及び蓋部の一方に、当該基板ケースに貼付されたICタグシールの全体を覆うタグカバー部を設けたので、ICタグシールがタグカバー部に覆われ、ICタグシールを基板ケースから剥がす際に、カミソリ等の刃物を利用できなくなるうえ、化学薬品をICタグシールに塗布することができなくなり、従って、ICタグの無線アンテナや外観に何らダメージを与えずに基板ケースからICタグシールを剥がすことが不可能となる。30

【0013】

また、タグカバー部の内部におけるICタグシールの裏側に、ベース部及び蓋部を相互に結合する結合手段を設け、且つ、タグカバー部をベース部及び蓋部の一方から切り離すと、ICタグシールが外部に露出するように形成し、さらに、露出したICタグシールは刃物で切断可能であり、さらに、ICタグシールの裏側に配置されているベース部及び蓋部を結合していた結合手段の結合状態が解除されると、基板ケースが解放可能となるようにしたので、基板ケースを解放するには、ICタグシールを切断する必要があり、これにより、基板ケースの開放によって、確実にICタグシールが破断されるようになり、以上により、前記目的が達成される。40

【0014】

さらに、ベース部及び蓋部の一方からタグカバー部を刃物で切り離す際に、刃物で破断される部位であることを示すとともに、刃物で破断される破断部をタグカバー部に設けたので、ICタグシールを露出する際に、ベース部及び蓋部の一方からタグカバー部を容易且つ確実に切り離すことができ、これにより、基板ケースの開放作業が容易に行え、基板ケースの開放によって、確実にICタグシールが破断されるようにしても、基板ケースの開放作業の容易性が何ら損なわれることがない。

【図面の簡単な説明】

【0015】

- 【図1】本発明の第1実施形態の全体を示す正面図である。
 【図2】前記実施形態に係る筐体内部を示す正面図である。
 【図3】前記実施形態に係る基板ケースを示す斜視図である。
 【図4】前記実施形態に係る基板ケースを示す分解斜視図である。
 【図5】前記実施形態に係る蓋部を示す平面図である。
 【図6】前記実施形態に係るベース部側の連結部分を示す分解斜視図である。
 【図7】前記実施形態に係る蓋部側の連結部分を示す分解斜視図である。
 【図8】前記実施形態に係る箱状部の連結部分を示す断面図である。
 【図9】図3のIX-IX線における断面図である。

10

- 【図10】図3のX-X線における断面図である。
 【図11】前記実施形態に係るICタグプレート及び破断部材を示す斜視図である。
 【図12】前記実施形態に係る破断部材の動作を説明するための模式図である。
 【図13】本発明の第2実施形態に係る基板ケースを示す分解斜視図である。

【図14】前記実施形態に係る蓋部及びタグカバー部を示す斜視図である。

【発明を実施するための形態】

【0016】

以下に、本発明を実施するための形態である実施形態について、図面を参照しながら説明する。

[第1実施形態]

(スロットマシン1の概要)

図1には、本発明の第1実施形態に係る遊技機としてのスロットマシン1が示されている。図1において、スロットマシン1は、三個の回転リール11の各々に記された複数種類の図柄が所定の組合せとなるように、回転している回転リール11を停止させる遊技を行うものである。このスロットマシン1には、図1に示すように、当該スロットマシン1の各種装置を収納するとともに、正面形状が長方形となった筐体2が備えられている。

【0017】

筐体2は、前面全体が開口された箱状の部材である。そして、筐体2の前面開口は、当該筐体2に回動可能に取り付けられた前扉3で塞がれるようになっている。なお、前扉3は、閉じられると、自動的に施錠されるようになっている。

前扉3は、その前面をほぼ二分する上部パネル部4及び下部パネル部5を備えたものとなっている。そして、下部パネル部5の下方には、入賞時に払い出されるメダルを貯留する受皿部6Aが一体成形された受皿ユニット6が設けられている。また、また、上部パネル部4と下部パネル部5との間には、遊技に係る操作を行うための操作卓7が遊技者側に突出するように形成されている。

【0018】

ここで、上部パネル部4及び下部パネル部5は、意匠的に優れた外観を確保するために、合成樹脂製の化粧板が表面に張り付けられたものとなっている。

(上部パネル部4)

上部パネル部4には、図1中、操作卓7の上方且つ幅方向の中央部分において長方形状に形成された表示窓4Aが設けられている。

ここで、筐体2内部に設けられた三個の回転リール11の各々は、その外周面に複数種類の図柄に記されている。そして、各回転リール11の図柄は、筐体2の外部から表示窓4Aを通して目視可能となっている。

【0019】

上部パネル部4の上端縁部分には、正面形状が逆台形状に形成された演出用照明装置4Bが設けられている。この演出用照明装置4Bは、上部パネル部4の上端縁部分のほぼ中央に配置されている。演出用照明装置4Bの両端部は、上部パネル部4の角隅部分まで達することなく、その手前の位置で途切れたものとなっている。

また、上部パネル部4の両側縁には、各々が細長い帯状に形成されるとともに、「八」の字を形成するように配置された一对の演出用照明装置4Cが設けられている。これらの演

10

20

30

40

50

出用照明装置4Cのそれぞれは、上部パネル部4の上端縁から斜め下方へ延び、表示窓4Aの上端縁よりも若干高い高さレベル位置まで達するものとなっている。

【0020】

さらに、上部パネル部4の両方の側縁には、演出用照明装置4Cの下端に接続された別の演出用照明装置4Dがそれぞれ設けられている。これらの演出用照明装置4Dの各々は、演出用照明装置4Cと同様に、上下方向に細長い帯状に形成されたものであり、演出用照明装置4Cの下端から、上部パネル部4の側縁に沿って延び、操作卓7の直近まで達するものとなっている。

これらの演出用照明装置4B～4Dの各々は、赤色のレンズの内部に配置された高輝度発光ダイオード等の光源を備え、遊技の進行に応じて、その光源の点灯又は点滅により、遊技における視覚的な演出効果を高めるものである。

【0021】

表示窓4A及び演出用照明装置4Bの間には、遊技の演出用画像を表示する液晶表示装置4Eが設けられている。この液晶表示装置4Eは、動画を含む様々な画像を、遊技の進行に応じて表示するものである。

液晶表示装置4Eの両側には、遊技に係る効果音を発生するスピーカを備えた音声出力部4Fがそれぞれ設けられている。

(操作卓7)

操作卓7は、遊技における操作に必要な各種のスイッチ類が配置されたものである。

すなわち、操作卓7における図1中右端の部分には、前扉3の施錠を解除するための鍵が挿入される鍵穴7Aが設けられている。この鍵穴7Aの左斜め上方には、メダルを投入するためのメダル投入口7Bが開口されたメダル投入部7Cが設けられている。

【0022】

メダル投入口7Bの左斜め下方には、三個の回転リール11のそれぞれを停止させる際に操作される三個のストップボタン7Dが設けられている。これら三個のストップボタン7Dのうち、左端に配置されているストップボタン7Dの左斜め上方には、一度の操作で最大枚数のメダルを賭けることができるマックスベットボタン7Eが設けられている。

また、左端のストップボタン7Dの左方であって、マックスベットボタン7Eの左斜め下方の位置には、三個の回転リール11を一斉に回転させる際に操作されるスタートレバー7Fが設けられている。このスタートレバー7Fの左斜め上方には、1回の操作で貯留されているメダルを1枚賭けることのできる、換言すると、メダルを1枚ずつ賭ける際に操作されるベットスイッチ7Gが設けられている。

【0023】

さらに、ベットスイッチ7Gの左斜め下方には、精算時に貯留されているメダルを払い出させる精算ボタン7Hが設けられている。

(下部パネル部5及び受皿ユニット6)

下部パネル部5には、スロットマシン1のモデルタイプを表す象徴するキャラクター等が描かれたパネル5Aが設けられている。

受皿ユニット6には、メダルを貯留する前述の受皿部6Aに加えて、入賞時に受皿部6Aへ向かって払い出されるメダルを排出させるメダル払出口6Bと、遊技に係る効果音を発生するスピーカを備えた音声出力部6Cとが設けられている。

【0024】

(筐体2)

次に、筐体2について簡単に説明する。

筐体2は、遊技の進行に必要な機能を有する複数種類の内部装置を内部に収納する箱状のものである。すなわち、筐体2は、図2に示すように、天面、底面、両方の側面、及び、背面の各々に配置される天板41、底板42、一対の側板43、及び、背板44を備えているとともに、前面が開口された六面体に形成されたものである。

また、筐体2には、一対の側板43の間に架け渡された中板45が設けられている。この中板45によって、筐体2の内部空間は、上下に仕切られている。

10

20

30

40

50

【0025】

(筐体2に収納されている内部装置)

次いで、筐体2の内部に設けられている内部装置について簡単に説明する。

筐体2の内部には、図2に示すように、スロットマシン1の遊技動作を制御するマイクロコンピュータからなるCPUを備えた後述する主制御基板80を内蔵する基板ケース50、三個の回転リール11が回転自在に支持するとともに、これらの回転リール11のそれぞれを駆動する図示しないモータを備えたリールユニット10、内部に多数のメダルを貯留させる容器部21を備えるとともに受皿部6Aに向かってメダルを排出するホッパユニット20、及び、これらの装置に電力を供給する電源装置9等が設けられている。

【0026】

10

このうち、リールユニット10は、それが円筒状に形成された複数の回転リール11を有するものである。そして、これらの回転リール11の各外周面には、特に図示していないが、複数種類の図柄が記されている。

前扉3の裏側の面には、表側に画面が露出している液晶表示装置4Eの裏側に配置されるとともに、液晶表示装置4E、演出用照明装置4B~4D及び音声出力部4F, 6Cの動作を制御する図示しないサブ制御基板を内蔵する基板ケース2Dが設けられている。

また、前扉3の裏側の面には、表側の面に開口されたメダル投入孔7Bに対応して、投入されたメダルの適否を判定するメダルセレクタ8が設けられている。

【0027】

(基板ケース50)

20

次に、前述の主制御基板を内蔵する基板ケース50について説明する。

基板ケース50は、図3に示すように、略直方体状の箱状に形成された箱状部51を備えたものである。この箱状部51は、遊技動作を制御する制御回路が形成されている制御基板である前述の主制御基板80を内部に収納するためのものである。

箱状部51は、外部から内部の視認が可能な透明合成樹脂製の部材であり、図3中奥側のベース部52と、図3中手前側の蓋部53とに分割可能となっている。

更に詳しく説明すると、基板ケース50には、図4に示すように、前述したベース部52、及び蓋部53に加えて、ICタグシール12が貼付されるタグ貼付面61を有するICタグプレート60と、このICタグプレート60に貼付されたICタグシール12を破断するための破断部材70とが設けられている。

30

【0028】

ICタグシール12は、遊技機であるスロットマシン1の固有の情報、例えば、製造番号であるシリアルナンバー等をデジタル信号化したデータが記録されたICタグ(ICチップ)が設けられているものである。

ICタグプレート60は、図4及び図5に示すように、ICタグシール12が貼付されるタグ貼付面61と、このタグ貼付面61を横切るように形成されるとともに、当該タグ貼付面61に開口されたスリット62A, 62Bを有するものである。このICタグプレート60のスリット62A, 62Bは、タグ貼付面61を左右に横切る水平スリット62Aと、タグ貼付面61を図4中上下に横切る垂直スリット62Bとが交差した十文字形の開口である。

【0029】

40

破断部材70は、図4中左右方向に延びる薄板状のブレード部71Aと、図4中上下方向に延びる薄板状のブレード部71Bとを有し、これらのブレード部71A, 71Bの刃先が十文字状に交差するように組み合わされたものである。

ベース部52は、主制御基板80が取り付けられるものであり、適宜な構造の固定部材(図示略)を介して筐体2に固定されるようになっている。

このベース部52の図4中上方の端縁中央には、中空の箱状に形成されている破断部材収納部54が設けられている。

この破断部材収納部54には、ICタグプレート60が取り外し可能に取り付けられる部位であるタグ取付部55が設けられている。

【0030】

50

すなわち、破断部材収納部54は、蓋部53に対向する部分が平坦に形成された平坦部55Aを有するものとなっている。

この平坦部55Aの両側縁には、蓋部53へ向かって突出するとともに、先端が当該平坦部55Aと重なる方向へ折れ曲がったL字形のフック部55Bが複数設けられている。

そして、平坦部55Aの平面の下端縁には、蓋部53へ向かって突出する鍔部55Cが設けられている。

ここにおいて、タグ取付部55は、図4及び図5の如く、平坦部55A、フック部55B及び鍔部55Cを含んで構成されたものであり、平坦部55Aとフック部55Bの先端との間で保持しているICタグプレート60を鍔部55Cで支持することで、ICタグプレート60のベース部52への取り付けを行うものとなっている。

10

【0031】

換言すると、ICタグプレート60は、両側縁が平坦部55Aとフック部55Bの先端との間に保持されるとともに下端が鍔部55Cに支持されることで、ベース部52に取り付けられるようになっている。

一方、ICタグプレート60は、平坦部55Aとフック部55Bの先端との間から上方へ引き上げられることで、ベース部52から取り外し可能となっている。

また、破断部材収納部54は、平坦部55Aの上下方向における中央部分が開口され、この開口の内部が破断部材70を収納する破断部材収納室56となっている。

ここで、破断部材70は、ICタグプレート60のタグ貼付面61の裏側に配置されるとともに、タグ貼付面61の裏側からスリット62A、62Bを通過可能な薄板状のブレード部71A、71Bを有するものとなっている。そして、このような破断部材70は、タグ貼付面61の表側へ向かって駆動されると、ブレード部71A、71Bがスリット62A、62Bを通ってタグ貼付面61から突出してタグ貼付面61に貼付されたICタグシール12を破断するように形成されたものとなっている。

20

【0032】

蓋部53は、図4の如く、ベース部52側の破断部材収納部54に対応するよう形成されるとともに、破断部材収納部54に対向する面が開口された箱状の部位を有している。そして、この箱状の部位は、ベース部52側のタグ取付部55に取り付けられたICタグプレート60の全体を覆う部位であって、ICタグプレート60のタグ貼付面61に貼付されたICタグシール12を保護するタグカバー部57となっている。

30

これらの破断部材収納部54、タグカバー部57、ICタグプレート60及び破断部材70については、後で更に詳しく説明する。

(カシメ部材81及びカシメ受部82)

続いて、ベース部52及び蓋部53を相互に接合するための部材であるカシメ部材81及びカシメ受部82について説明する。

【0033】

カシメ部材81及びカシメ受部82は、一方が他方の内部に挿入可能となるように、入れ子状に形成された筒体をそれぞれ有するものである。

すなわち、カシメ部材81は、図6に示すように、平たい直方体状に形成された基部81Aと、入れ子状に形成された一対の筒体のうちの一方として、円筒状に形成された筒状突起部81Bとを備えたものとなっている。

40

このうち、筒状突起部81Bは、基部81Aの蓋部53に対向する正面から蓋部53へ向かって突出するものとなっている。

また、直方体状の基部81Aは、筒状突起部81Bが突設された正面が長方形とされ、この長方形における図6中上下方向に延びる辺が長方形の長辺とされ、図6中左右方向に延びる辺が長方形の短辺とされている。

【0034】

そして、基部81Aは、短辺の長さ寸法が筒状突起部81Bの直径よりも大きくなっているとともに、長辺方向に沿った両側の側縁部81Cが筒状突起部81Bの根本から左右両側へ張り出したものとなっている。

50

さらに、基部81Aは、長辺の長さ寸法が筒状突起部81Bの直径の2倍程度の大きさとなつているとともに、その上半分の部位に筒状突起部81Bが設けられ、下半分が平坦な部位となっている。

さらに、基部81Aには、当該基部81Aの背面及びその周縁に沿った四つの側面を覆うことができる直方体の箱状に形成された金属製の保護カバー部材83が背面側に取り付けられるようになっている。

【0035】

保護カバー部材83は、基部81Aの長辺に沿った側壁に複数の係止孔83Aが開口されたものとなっている。一方、基部81Aの長辺に沿った側壁には、その表面から突出するとともに、保護カバー部材83側の係止孔83Aに嵌め込まれる係止突起81Dが設けられている。10

保護カバー部材83は、カシメ部材81の背面を覆うように取り付けられると、その係止孔83Aが基部81A側の係止突起81Dに係止され、カシメ部材81から脱落しないようになっている。

また、保護カバー部材83の四つの側壁のうち、基部81A側の短辺に沿った側壁83B、83Cは、基部81A側の長辺に沿った側壁よりも突出量が大きく、その先端が基部81A側の長辺に沿った側壁よりもカシメ部材81側に突出している。

【0036】

これらの側壁83B、83Cの両側の側縁には、当該側縁を四角形状に切り欠くことで形成された切り欠き部83D、83Eがそれぞれ形成されている。

一方、ベース部52には、図6中、破断部材収納部5454の両側に、取り外し可能にカシメ部材81が取り付けられるようになっているカシメ取付部84が形成されている。20

このカシメ取付部84は、図6中下方の面に開口84Aが形成されるとともに、手前の面に開口84Bが形成された箱状の部位である。

カシメ取付部84の下方の開口84Aは、カシメ部材81の平たい基部81Aの上面に応じたサイズとされている。

【0037】

また、カシメ取付部84の手前の開口84Bは、その幅がカシメ部材81の筒状突起部81Bの直径に応じた寸法となっており、開口84Bの両側には、図6中上下方向に延びる鍔部84Cが形成されている。

この開口84B両側の鍔部84Cは、保護カバー部材83の側壁83B、83Cに形成されている切り欠き部83D、83Eの内部を挿通可能となっている。30

これにより、保護カバー部材83が背部に取り付けられたカシメ部材81は、カシメ取付部84の下方の開口84Aを通ってカシメ取付部84の内部に入れられ、保護カバー部材83の側壁83B、83Cに形成された切り欠き部83D、83Eの内部に鍔部84Cを挿通させながら、カシメ取付部84の所定位置まで持ち上げられ、これにより、ベース部52への取り付けがなされるようになっている。

【0038】

ここで、カシメ部材81は、カシメ取付部84の下方の開口から外部へ取り出すことができるが、手前の開口の両側に形成された鍔部84Cに抜け止めされ、手前側へ引き抜くことが不可能、すなわち、開口84Bから抜き取れないようになっている。40

また、保護カバー部材83は、カシメ部材81がベース部52に取り付けられると、その側壁83B、83Cに形成された切り欠き部83D、83Eが、開口84Bの両側に形成された鍔部84Cに係止された状態となっている。これにより、カシメ部材81の背面と対向するベース部52の側壁が不正に切り取られ、保護カバー部材83の背面の大きさに相当する孔が開口されても、側壁83B、83Cの切り欠き部83D、83Eが、開口84B両側の鍔部84Cに係止され、保護カバー部材83を取り除くことができないようになっている。

このようなカシメ部材81と結合するカシメ受部82は、図7に示すように、蓋部53におけるベース部52に設けられているカシメ取付部84に対応した位置に設けられている。

【0039】

10

20

30

40

50

ここで、カシメ受部82は、図7中、タグカバー部57の両側に設けられている四角筒状の保護壁部82Aと、この保護壁部82Aの内部に保護されるように形成された円筒状の筒状受部82Bとを有するものとなっている。

四角筒状の保護壁部82Aは、略正方形の断面形状を有するとともに、断面形状の略正方形が有する四つ辺のそれぞれに沿った4つの側壁を有するものとなっている。

これらの側壁のうち、カシメ部材81に設けられた基部81Aの下半分における平坦な部位と対応する側壁は、その先端が他の側壁の先端よりも後退した位置に配置されている。これにより、保護壁部82Aには、カシメ部材81に設けられた基部81Aの下半分における平坦な部位を逃がす逃げが形成され、カシメ部材81との結合の際に、カシメ部材81の基部81Aと干渉しないようになっている。

10

【0040】

さらに、保護壁部82Aの内部には、保護壁部82Aの内側面を覆う金属製の保護プレート85が挿入されるようになっている。

保護プレート85は、帯状に形成された金属板の長手方向の途中部分を折り曲げることで、略正方形の断面形状を有する略筒状の部材である。

また、保護プレート85は、保護壁部82Aへの挿入方向の先端となる端縁から後端となる端縁に向かって細長く延びる切り欠き部85Aが設けられている。

保護プレート85における切り欠き部85Aの先端両側の部分は、筒状の外側へ僅かに折り曲げられている。これにより、保護プレート85は、保護壁部82Aの内部に挿入された際に、折り曲げられた切り欠き部85Aの先端両側の部分が保護壁部82Aの内側面に摩擦力で係止され、蓋部53から脱落しないようになっている。

20

【0041】

カシメ受部82の筒状受部82Bは、図8に示すように、カシメ部材81側の筒状突起部81Bを内部に挿入させる円筒状の部位である。換言すると、筒状受部82B及び筒状受部82Bは、入れ子状に形成された一対の筒体であり、筒状受部82Bの内部に筒状突起部81Bが挿入可能となっている。

そして、内側の筒体である筒状突起部81Bの外周面には、図8の如く、鉤状の返し部81Eを有する爪部81Fが形成されている。

外側の筒体である筒状受部82Bの内周面には、筒状突起部81B側の爪部81Fを係止する段部82Cが形成されている。筒状突起部81Bを筒状受部82Bの内部に挿入すると、筒状突起部81Bの爪部81Fが筒状受部82Bの段部82Cに係止され、これにより、筒状突起部81Bが筒状受部82Bの内部に抜け止めされ、筒状突起部81B及び筒状受部82Bが相互に結合されるようになっている。

30

【0042】

(破断部材収納部54、タグカバー部57、ICタグプレート60及び破断部材70)

次に、破断部材収納部54、タグカバー部57、ICタグプレート60及び破断部材70について詳しく説明する。

破断部材収納部54及びタグカバー部57は、例えて言えば「弁当箱」状に形成された部位であり、破断部材収納部54が弁当箱の本体に相当するものであり、タグカバー部57が弁当箱の蓋に相当するものとなっている。

40

破断部材収納部54は、図9及び図10に示すように、ベース部52の図9中左方の側縁中央部分(図10参照)に形成された箱状の部位である。破断部材収納部54の内部には、前述したように、破断部材70を収納するための破断部材収納室56が形成されている。

【0043】

この破断部材収納部54には、ICタグプレート60の裏面と対向する底面54AからICタグプレート60に向かって突出する平板状のガイド部58が設けられている。

タグカバー部57は、ベース部52側の破断部材収納部54に対応して蓋部53に形成された箱状の部位であり、前述したように、ICタグプレート60の全体を覆い、ICタグプレート60に貼付されたICタグシール12を保護するものである。

以上において、蓋部53には、ベース部52及び蓋部53が閉鎖されると、破断部材70と連結

50

するように形成されるとともに、閉鎖状態のベース部52及び蓋部53を開放すると、蓋部53の移動に連動して破断部材70を移動させる連結機構が設けられている。

【0044】

すなわち、蓋部53に設けられているタグカバー部57には、図9及び図10の如く、タグカバー部57側に基端が設けられるとともに、先端側がICタグプレート60のタグ貼付面61の裏側に配置された破断部材70まで延びている腕部91が設けられている。

換言すると、タグカバー部57には、図10の如く、ICタグプレート60側のタグ貼付面61と対向する面57Aの端縁近傍位置から突出する一对の腕部91が設けられている。

この腕部91は、ICタグプレート60の端縁の脇を通り、破断部材70に形成されたブレード部71Aの端部まで延びるものとなっている。そして、腕部91の先端には、楔状に形成された爪部92が設けられている。10

【0045】

この際、破断部材70のブレード部71Aの両端部には、タグカバー部57側から延びてくる腕部91先端の爪部92を係止させる段部として、二面が開口された直方体状のボックス部73がそれぞれ設けられている。

これらのボックス部73は、図10及び図11に示すように、ブレード部71Aの両端部において互いに反対側に臨んだ面と、破断部材収納部54の底面54A側に臨んだ面とが開口されたものとなっている。

ここで、ベース部52及び蓋部53の閉鎖の際に、腕部91の先端が破断部材70側のボックス部73に到達すると、腕部91先端の爪部92がボックス部73の開口から当該ボックス部73の内部に入り込み、これにより、腕部91の爪部92がボックス部73に自動的に係止され、爪部92とボックス部73とが互いに連結されるようになっている。この爪部92とボックス部73との連結によって蓋部53と破断部材70とが互いに連結されるようになっている。20

【0046】

一方、破断部材70は、閉鎖状態のベース部52及び蓋部53が開放されると、連結機構を介して連結されているタグカバー部57によって駆動され、ブレード部71A, 71Bがタグ貼付面61から突出するようになっている。

すなわち、破断部材70は、ベース部52及び蓋部53の閉鎖時に、腕部91を介してタグカバー部57に連結され、このような閉鎖状態においてベース部52及び蓋部53が開放されると、タグカバー部57側の腕部91が破断部材70を駆動し、タグカバー部57の移動と連動して、その全体がICタグプレート60側へ移動するようになっている。そして、破断部材70のブレード部71A, 71Bは、その刃先がタグ貼付面61から突き出るようになっている。30

【0047】

この際、破断部材70におけるブレード部71Aの刃先とは反対側の端縁には、ブレード部71Aの側面から突出するとともに、破断部材収納部54の底面54Aと平行になるように形成された鍔部74が設けられている。

この鍔部74には、図11にも示すように、破断部材収納部54の底面54Aに突設された平板状のガイド部58に対応した形状の長孔として開口された摺動孔75が設けられている。この摺動孔75は、その内部にガイド部58を挿通させるためのものである。

破断部材70は、ICタグプレート60へ向かって移動する際に、摺動孔75を囲む内側面が破断部材収納部54側のガイド部58に案内されるようになっている。40

【0048】

破断部材70は、摺動孔75の内側面がガイド部58に摺動案内されることにより、ICタグプレート60に向かって移動する間、ブレード部71A, 71BがICタグプレート60のタグ貼付面61に対して垂直となる姿勢が保持され、ICタグプレート60に貼付されたICタグシール12の表面に、ブレード部71A, 71Bの刃先が垂直に当たるようになっている。

ICタグプレート60の図11中上方の端縁には、破断部材収納部54から離れる方向に折れ曲がった折れ曲がり部分が形成されている。この折れ曲がり部分は、ベース部52のタグ取付部55から上方へ引き抜く際に、手掛けりとなる把手部60Aとなっている。

ICタグプレート60は、把手部60Aに手を掛けることにより、ベース部52のタグ取付部50

55から容易に引き抜けるようになっている。

【0049】

I C タグプレート60には、図11の如く、水平スリット62Aの両端から図11中下方へ延びる一対の薄肉部63が設けられている。これらの薄肉部63は、I C タグプレート60の図11中下方端縁に達することなく、その途中で途切れたものとなっている。

また、I C タグプレート60には、一対の薄肉部63のそれぞれ下端縁から互いに近づく方向へ延びる一対の薄肉部64が設けられている。これらの薄肉部64は、タグ貼付面61における図11中左右方向中央に開口された垂直スリット62Bまで達している。

このようなI C タグプレート60における水平スリット62A、垂直スリット62B、薄肉部63及び薄肉部64に囲まれた略長方形の部分は、図11中上方の部分から分離容易な切り抜き部60Bとなっている。10

【0050】

また、I C タグプレート60における薄肉部64よりも図11中下方の細長い略長方形の部分は、切り抜き部60Bから分離容易な切り抜き部60Cとなっている。

ここで、薄肉部63及び薄肉部64は、それぞれの端部が相互に連結され、連結された薄肉部63及び薄肉部64の全体が横に間延びしたU字形を形成している。

一方、蓋部53側に設けられているタグカバー部57には、図11の如く、薄肉部63及び薄肉部64が形成するU字形に対応したカッター挿通溝59が形成されている。このカッター挿通溝59は、タグカバー部57におけるタグ貼付面61と対向する側壁を貫通するものである。20
薄肉部63及び薄肉部64は、カッター挿通溝59を通じてタグカバー部57内に挿入されたカッターで切断可能となっている。このような薄肉部63及び薄肉部64は、カッターで切断することにより、切り抜き部60BがI C タグプレート60から分離され、切り抜き部60Cが切り抜き部60Bから分離するようになっている。

【0051】

そして、I C タグプレート60は、ベース部52のタグ取付部55から取り外される前に、カッター挿通溝59から挿入されたカッターで薄肉部63及び薄肉部64が切断され、これにより、切り抜き部60BがI C タグプレート60から分離され、切り抜き部60Cが切り抜き部60Bから分離され、この後、ベース部52のタグ取付部55から引き抜いて取り外し可能となっている。

以上のような本実施形態では、基板ケース50は、筐体2に取り付けられる際、ベース部52及び蓋部53が閉鎖状態にされる。このベース部52及び蓋部53の閉鎖により、蓋部53側のタグカバー部57に設けられた腕部91の先端が、ベース部52側の破断部材収納部54に収納された破断部材70に係止され、ベース部52側の破断部材70と、蓋部53側のタグカバー部57とが連結される。30

【0052】

この状態では、図12(A)に示すように、破断部材70に設けられているブレード部71A、71Bの刃先がI C タグプレート60のスリット62A、62Bの内部に収まるようになっている。ここで、ブレード部71A、71Bの刃先は、I C タグプレート60のタグ貼付面61よりもスリット62A、62Bの内部に後退しており、ブレード部71A、71Bの刃先とI C タグシール12(図示略)の裏面とは僅かに離間するようになっている。40

そして、基板ケース50が開放され、換言すると、ベース部52から離れる方向に蓋部53が移動されると、破断部材70が蓋部53側のタグカバー部57と連動して移動し、これにより、ブレード部71A、71Bの刃先が、図12(B)に示すように、I C タグプレート60のタグ貼付面61から突出し、タグ貼付面61に貼付されているI C タグシール12(図示略)を突き破って切り裂き、且つ、I C タグチップを破壊するようになっている。

【0053】

ここで、ブレード部71A、71Bの刃先がI C タグチップを破壊する位置まで移動すると、破断部材70は、I C タグプレート60に係止される。すると、破断部材70に連結されている蓋部53は、それ以上開放方向へ移動することができない。また、I C タグプレート60は、スリット62A、62Bの内部に挿入された破断部材70のブレード部71A、71Bに係止され、ベー50

ス部52のタグ取付部55から引き抜くことができない。

そこで、図12(C)に示すように、カッターCの刃先をカッター挿通溝59の中に挿入し、このカッターCで、薄肉部63及び薄肉部64を切断し、図12(D)に示すように、切り抜き部60BをICタグプレート60から分離するとともに、切り抜き部60Cを切り抜き部60Bから分離する。すると、ICタグプレート60は、破断部材70のブレード部71A, 71Bによる係止から開放され、ベース部52のタグ取付部55から引き抜くことができる。

【0054】

以上のようにカッターCで薄肉部63及び薄肉部64を切断した後、ICタグプレート60をベース部52のタグ取付部55から引き抜き、蓋部53をICタグプレート60から開放する。この後、蓋部53を更に開放方向へ移動させると、基板ケース50を完全に開放状態にすることができる。10

(実施形態の効果)

前述のような本実施形態によれば、次のような効果が得られる。

すなわち、ICタグシール12が貼付されるICタグプレート60を設け、このICタグプレート60が取り外し可能に取り付けられる部位であるタグ取付部55をベース部52に設け、さらに、タグ取付部55に取り付けられたICタグプレート60の全体を覆う部位であるタグカバー部57を蓋部53に設けたので、ICタグシール12がタグカバー部57に覆われ、カミソリ等の刃物でICタグシール12を基板ケース50から剥離することができなくなるうえ、化学薬品の塗布でもICタグシール12を剥離することができなくなり、従って、ICタグの無線アンテナや外観に何らダメージを与えることなく基板ケース50からICタグシール12を剥がすことが不可能となる。20

【0055】

また、ICタグシール12が貼付されるICタグプレート60のタグ貼付面61に、当該タグ貼付面61を横切るように延びるスリット62A, 62Bを開口し、且つ、ICタグプレート60が貼付されるタグ貼付面61の裏側に、スリット62A, 62Bを通ってタグ貼付面61から突出する薄板状のブレード部71A, 71Bを有する破断部材70を設け、さらに、ベース部52及び蓋部53が閉鎖されると、破断部材70と連結するように形成されるとともに、閉鎖状態のベース部52及び蓋部53を開放すると、蓋部53の移動に連動して破断部材70を移動させる連結機構を蓋部53に設けたので、ベース部52及び蓋部53を開放すると、換言すると、基板ケース50を開けると、連結機構の作用によって、ベース部52及び蓋部53が互いに離れる方向に移動するのに連動して、破断部材70がICタグプレート60に向かって移動し、これにより、ブレード部71A, 71Bの刃先がスリット62A, 62Bを通ってタグ貼付面61から突出して、タグ貼付面61に貼付されたICタグシール12を確実に破断することができる。30

【0056】

従って、基板ケース50の開放によって、確実にICタグシール12を破断することができ、ICタグシール12は、剥がされると複数に破断されるので、剥がされたICタグシール12の再利用を確実に不可能にすることができる。

さらに、連結機構の構成要素として、タグカバー部57に基端が設けられているとともに、ICタグプレート60のタグ貼付面61の裏側に配置された破断部材70まで先端側が延びている腕部91を設けるとともに、この腕部91の先端に爪部92を設け、且つ、破断部材70に、連結機構側の爪部92を係止させるボックス部73を設け、これにより、ベース部52及び蓋部53を閉鎖すると、換言すると、基板ケース50を閉じると、タグカバー部57側に設けた腕部91の先端の爪部92が破断部材70側のボックス部73に係止されて、蓋部53と破断部材70とが自動的に連結されるようにしたので、蓋部53及び破断部材70を互いに別個の部品として形成しても、爪部92とボックス部73との連結によって、蓋部53と破断部材70とが確実に連結される。このため、ベース部52及び蓋部53を開放する際に、換言すると、基板ケース50を開ける際に、この基板ケース50の開放動作に連動して、破断部材70を確実に移動させることができ、基板ケース50の開放動作に連動して破断部材70を駆動する連結機構を確実に実現することができ、従って、基板ケース50の開放動作でICタグシール12を確実に破断することができる。4050

【0057】

また、ベース部52及び蓋部53を相互に結合するカシメ部材81及びカシメ受部82のうち、カシメ部材81については、その基部81Aの背面及び側面を金属製の保護カバー部材83で覆って保護し、蓋部53については、その側面を金属製の保護プレート85で覆って保護するようにしたので、基板ケース50の内部に設けられているROM等を不正なものに交換する際に、ドリル等の穿孔工具を利用して、基板ケース50の側面や裏面から、カシメ部材81及びカシメ受部82を破壊しようとしても、金属製の保護カバー部材83及び保護プレート85に遮られ、保護カバー部材83及び保護プレート85の破壊が防止され、ひいては、ROM等の不正交換を未然に防止することができる。

【0058】

なお、基板ケース50の正面から内部のカシメ部材81及びカシメ受部82が破壊されるケースはまれである。というのは、基板ケース50の正面から内部のカシメ部材81及びカシメ受部82を破壊すると、基板ケース50の前面に形成される破壊の痕跡が目立ち、スロットマシン1の前扉3を開いた時点で不正行為が発見されるからである。

さらに、保護カバー部材83の側壁83B, 83Cに切り欠き部83D, 83Eを形成し、保護カバー部材83が背部に取り付けられた状態で、カシメ部材81をベース部52に取り付けると、その側壁83B, 83Cに形成された切り欠き部83D, 83Eが、開口84Bの両側に形成された鍔部84Cに係止されるようにしたので、カシメ部材81の背面と対向するベース部52の側壁が不正に切り取られ、保護カバー部材83の背面の大きさに相当する孔が開口されても、側壁83B, 83Cの切り欠き部83D, 83Eが、開口84B両側の鍔部84Cに係止され、保護カバー部材83を取り除くことができない。従って、カシメ部材81及びカシメ受部82を破壊するために、保護カバー部材83の背面に孔を開けても、保護カバー部材83を取り除くことができず、これにより、カシメ部材81及びカシメ受部82の破壊が防止され、ひいては、ROM等の不正交換を未然に防止することができる。

【0059】

[第2実施形態]

図13, 14には、本発明の第2実施形態が示されている。

本第2実施形態は、前記第1実施形態におけるカッターCの刃先を挿入させるためのカッター挿通溝59が設けられたタグカバー部57を、カッターCで切断される破断部59Aが設けられたタグカバー部57Bとしたものである。

なお、以下の説明において、前記第1実施形態と同様の装置や部位等には、同一符号を付し、その説明を省略又は簡略する。

すなわち、本第2実施形態に係る基板ケース50Aは、前記第1実施形態における基板ケース50と同様に、遊技動作を制御する制御回路が形成されている図示しない制御基板を収納するために、図13に示すように、箱状に形成された箱状部51Aと、スロットマシン1の固有の情報が記録されたICタグが設けられているICタグシール12と、このICタグシール12が貼付されるICタグプレート60とを備えたものとなっている。

【0060】

箱状部51Aは、前記第1実施形態における箱状部51と同様に、二つの部品、具体的には、ベース部52及び蓋部53Aに分割されたものである。

このうち、ベース部52は、ICタグシール12が貼付されたICタグプレート60が設置されるものとなっている。

そして、ICタグプレート60は、ICタグシール12が貼付される板状部材であり、換言すると、基板ケース50AにおけるICタグシール12の貼付部位となっている。

蓋部53Aは、ベース部52におけるICタグプレート60が設置された部位を覆うタグカバー部57Bが設けられたものである。換言すると、タグカバー部57Bは、ICタグプレート60に貼付されたICタグシール12の全体を覆う蓋部53Aの一部分である。

【0061】

ここで、ICタグシール12が貼付されたICタグプレート60がベース部52に取り付けられ、ICタグプレート60の裏側に破断部材70が配置された状態で、ベース部52及び蓋部53

10

20

30

40

50

A が閉鎖されると、蓋部53A 側に設けられた腕部91先端の爪部92が、ベース部52側の破断部材70に係止され、且つ、破断部材70及びICタグプレート60が互いに係止しあう結合状態となり、これらICタグプレート60及び破断部材70によって、ベース部52と蓋部53とが結合されるようになっている。

そして、ICタグプレート60及び破断部材70は、タグカバー部57B の内部において、ICタグシール12の裏側に配意されたものとなっている。

【0062】

以上において、タグカバー部57B の内部には、ICタグシール12の裏側に配置されるとともに、ベース部52及び蓋部53A を相互に結合する結合手段としてのICタグプレート60及び破断部材70が設けられている。 10

このようなタグカバー部57B には、図13の如く、蓋部53A から当該タグカバー部57B を刃物で切り離す際に、刃物で破断される部位であることを示すとともに、刃物で破断される破断部59A が設けられている。

この破断部59A は、タグカバー部57B における肉厚が薄くなった肉薄部分が延びて、矩形波状に折れ曲がった溝を形成したものである。

【0063】

このような破断部59A に沿って刃物の刃先を移動すれば、タグカバー部57B は、図14に示すように、蓋部53A から切り離されるようになっている。また、破断部59A は、刃物で切断容易な薄肉部分となっていることから、タグカバー部57B の切り離し作業は、容易に行えるようになっている。 20

そして、ICタグシール12は、タグカバー部57B の破断部59A が刃物で破断されて、タグカバー部57B が蓋部53A から切り離されると、基板ケース50A の外部に露出するように形成されている。

また、ICタグプレート60は、基板ケース50A の外部に露出しているICタグシール12が刃物で切断される際に、ICタグシール12とともに刃物で切断され、図12(D)に示すように、切り抜き部60B, 60C が分離するように形成されている。

【0064】

すると、ICタグプレート60は、破断部材70との係止から開放され、ベース部52から引き抜くことが可能となっている。

そして、ICタグプレート60がベース部52から引き抜かれると、破断部材70は、破断部材70による係止から開放され、蓋部53A とともにベース部52から離れる方向へ移動可能となっている。 30

以上において、結合手段としてのICタグプレート60及び破断部材70は、基板ケース50A の外部に露出しているICタグシール12が刃物で切断されると、ICタグシール12とともにICタグプレート60が刃物で切断され、これにより、ICタグプレート60及び破断部材70の双方が互いに係止しあう結合状態から開放される。

【0065】

そして、結合手段としてのICタグプレート60及び破断部材70は、互いを係止しあう結合状態から解除されると、ベース部52及び蓋部53A を結合している結合状態をも解除するようになっている。 40

以上のような基板ケース50A は、ベース部52及び蓋部53A を結合していた結合を解除されると、解放可能、すなわち、開くことが可能となるように形成されている。

このような本第3実施形態によても、前記第1及び第2実施形態と同様の作用効果を奏することができるうえ、次のような作用効果を付加できる。

すなわち、基板ケース50A の蓋部53A に、当該基板ケース50A に貼付されたICタグシール12の全体を覆うタグカバー部57B を設けたので、ICタグシール12がタグカバー部57B に覆われ、ICタグシール12を基板ケース50A から剥がす際に、カミソリ等の刃物を利用することができなくなるうえ、化学薬品をICタグシール12に塗布することができなくなり、従って、ICタグの無線アンテナや外観に何らダメージを与えずに基板ケース50A からICタグシール12を剥がすことが不可能となる。 50

【0066】

また、タグカバー部57B の内部におけるICタグシール12の裏側に、ベース部52及び蓋部53A を相互に結合するICタグプレート60及び破断部材70を設け、且つ、タグカバー部57B を蓋部53A から切り離すと、ICタグシール12が外部に露出するように形成し、さらに、露出したICタグシール12を刃物で切断すると、ICタグプレート60も切断され、ベース部52及び蓋部53A を結合しているICタグプレート60及び破断部材70の結合状態が解除されるようにし、さらに、ベース部52及び蓋部53A を結合していたICタグプレート60及び破断部材70の結合状態が解除されると、基板ケース50A が解放可能となるようにしたので、基板ケース50A を開放するには、ICタグシール12を切断する必要があり、従って、基板ケース50A を開放すると、確実にICタグシール12が破断されるようになる。

10

【0067】

さらに、蓋部53A からタグカバー部57B を刃物で切り離す際に、刃物で破断される部位であることを示すとともに、刃物で破断される破断部59A をタグカバー部57B に設けたので、ICタグシール12を露出する際に、蓋部53A からタグカバー部57B を容易且つ確実に切り離すことができ、これにより、基板ケース50A の開放作業が容易に行え、基板ケース50A の開放によって、確実にICタグシール12が破断されるようにしても、基板ケース50A の開放作業の容易性が何ら損なわれることがない。

また、破断部として、肉厚が薄くなった部位を線状に延ばすとともに、矩形波状に折れ曲がった溝を採用したので、刃物で破断部59A を切断する際に、刃先の移動方向を途中で複数回変更する必要があり、単なる直線状に延びる溝として形成した場合よりも、切断に時間がかかるようになる。このため、遊技場で迅速に基板ケース50A を開放することが困難となり、この点からも、基板ケース50A の防犯性を向上することができる。

20

【0068】

なお、本発明は、前記実施形態に限定されるものではなく、本発明の目的を達成できる範囲における変形及び改良などをも含むものである。

例えば、前記実施形態では、ベース部側にICタグプレートが取り付けられるタグ取付部を設け、蓋部側にICタグプレートを覆うタグカバー部、並びに、このタグカバー部と破断部材とを連結する連結機構（腕部及び爪部）を設けたが、逆に、蓋部側にICタグプレートが取り付けられるタグ取付部を設け、ベース部側にICタグプレートを覆うタグカバー部、並びに、このタグカバー部と破断部材とを連結する連結機構（腕部及び爪部）を設けてもよい。

30

【0069】

また、結合手段としては、ICタグプレート60及び破断部材70に限らず、ICタグシール12の裏側に隠れるように設けられ、ベース部と蓋部とを結合するネジでもよく、要するに、ベース部と蓋部との結合を解除するのに、ICタグシールを切断する必要がある構造あるいは形態を有するものであればよい。

さらに、破断部としては、肉厚が薄くされた溝状のものに限らず、切断すべき方向に延びるとともに、表側に突出するとともに内部が中空の突条であって、内部の中空が裏側に開口されている突条形破断部を含んだものを採用することもできる。

このような突条形破断部を二つ離間して設け、その間に、平板状に形成された平板状破断部を設ければ、突条形破断部を切断するにあたり、カッティング・プライヤー（いわゆる「ニッパー」）等の切断工具の刃をタグカバー部57B の表面に沿わした状態で、突条形破断部の根本部分を切断し、その後、平板状破断部を切断するにあたり、切断工具の刃をタグカバー部57B の表面に対して立てた状態で、平板状破断部を切断することとなるので、途中で、切断工具の持ち方を変える、あるいは、ニッパーからカッターへ工具を持ち変える必要が生じ、タグカバー部57B を切り離す際に、破断部の切断に時間がかかるようになる。このため、溝状の破断部のみを設けた場合よりも、遊技場で迅速に基板ケース50A を開放することが困難となり、この点からも、基板ケース50A の防犯性を向上することができる。

40

【0070】

50

また、前記第1実施形態では、カッター挿通孔59の内部にカッターの刃先を挿入して、I Cタグプレート60及びI Cタグシール12を切断したが、カッティング・プライヤー(いわゆる「ニッパー」)等の切断工具の刃先をカッター挿通孔59に挿入した後、当該切断工具で、カッター挿通孔59の端部からタグカバー部57を切り進み、タグカバー部57を蓋部53から切り離し、これにより、I Cタグシール12を露出し、この状態で、I Cタグプレート60及びI Cタグシール12を切断してもよい。

なお、本発明は、スロットマシンに限らず、パチンコ機等の弾球遊技機にも適用でき、要するに、マイクロプロセッサからなるCPUを内部に収納している基板ケースを備えた遊技機全般に適用できる。

【符号の説明】

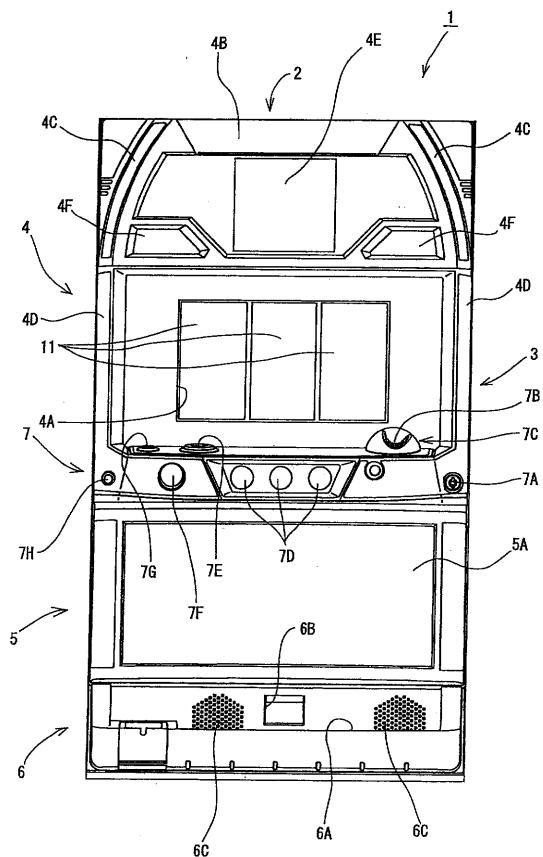
10

【0071】

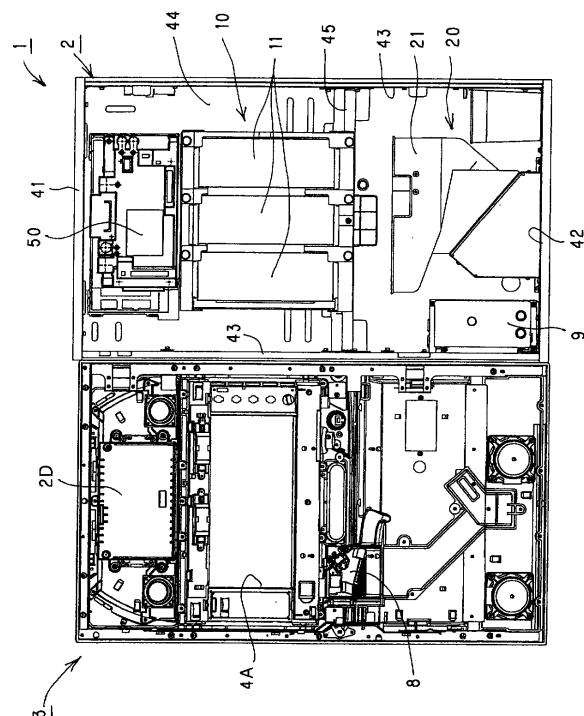
- | | |
|--------|--------------------|
| 1 | 遊技機としてのスロットマシン |
| 12 | I Cタグシール |
| 50,50A | 基板ケース |
| 52 | ベース部 |
| 53,53A | 蓋部 |
| 57,57B | タグカバー部 |
| 59A | 破断部 |
| 60 | 結合手段を形成するI Cタグプレート |
| 70 | 結合手段を形成する破断部材 |
| 80 | 制御基板である主制御基板 |

20

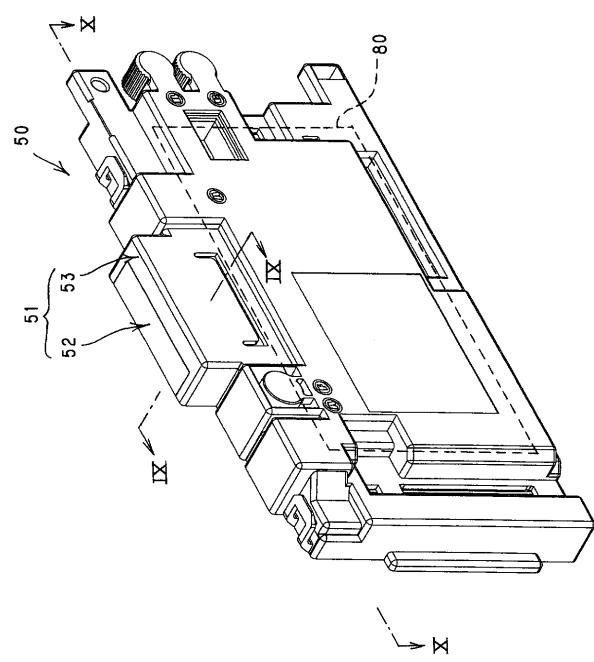
【図1】



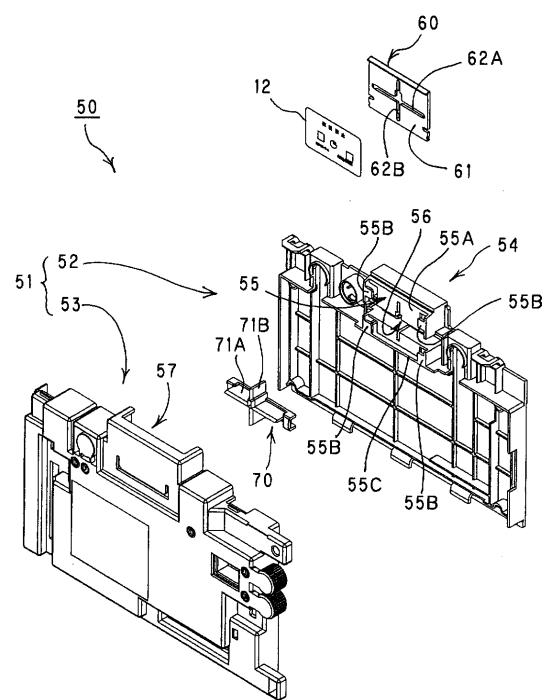
【図2】



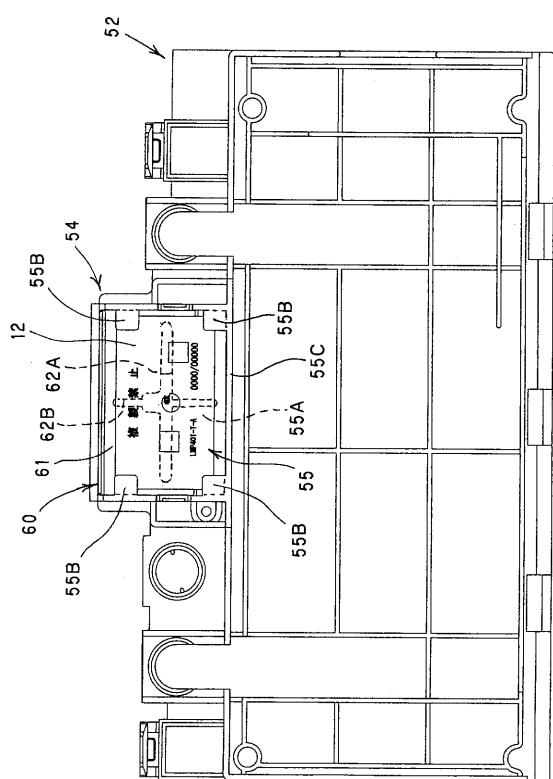
【図3】



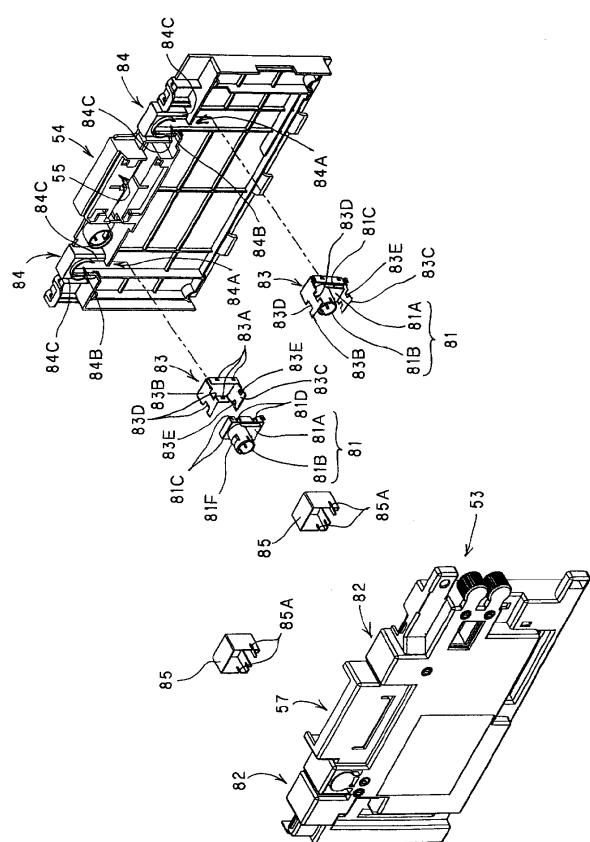
【 四 4 】



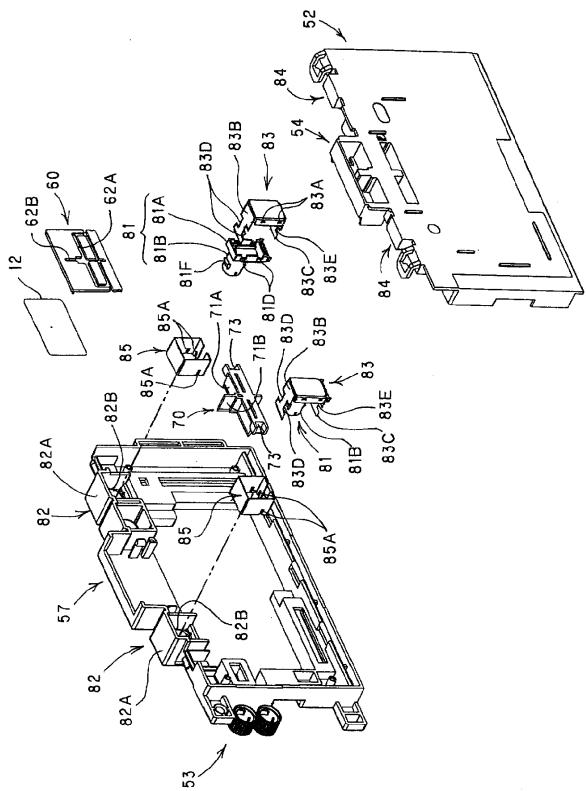
【図5】



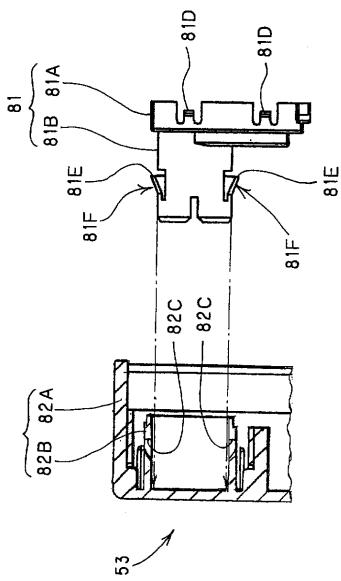
【図6】



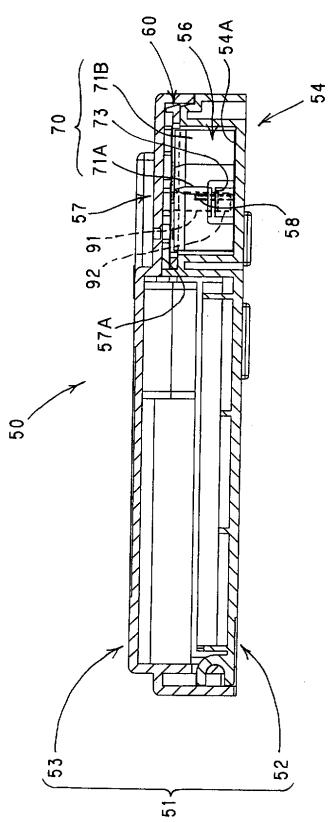
【図7】



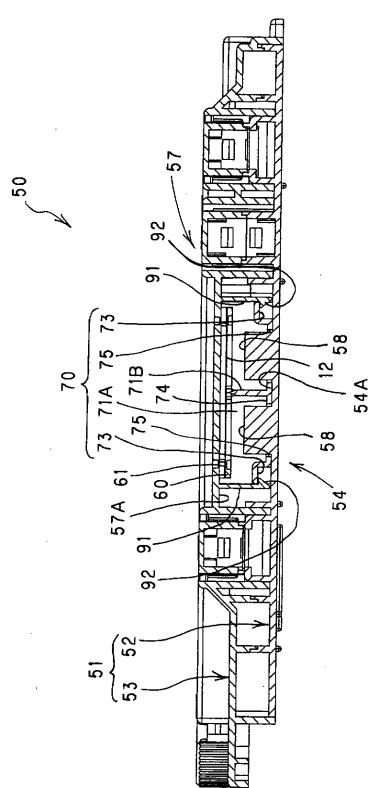
【図8】



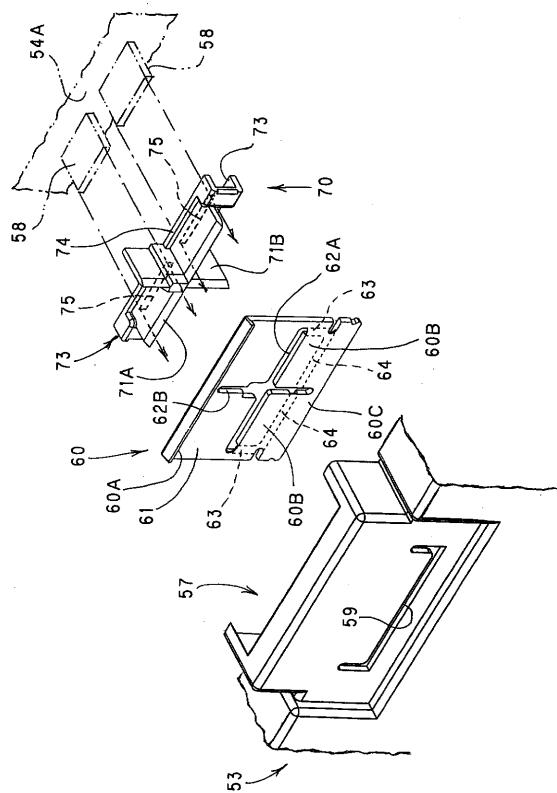
【図9】



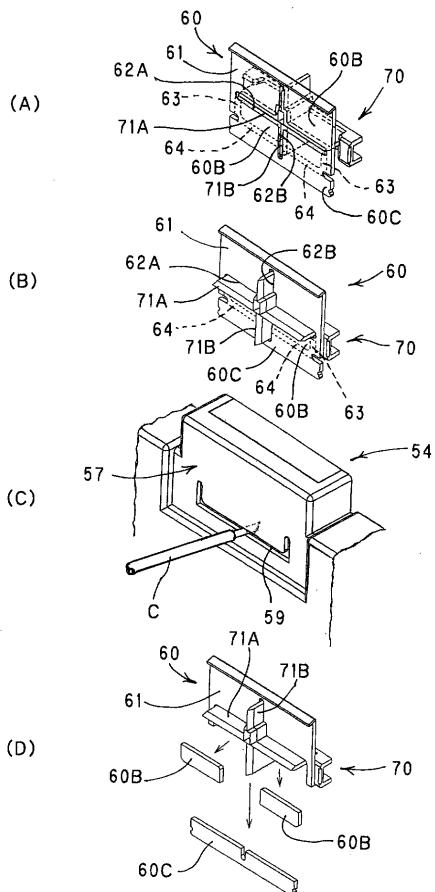
【図10】



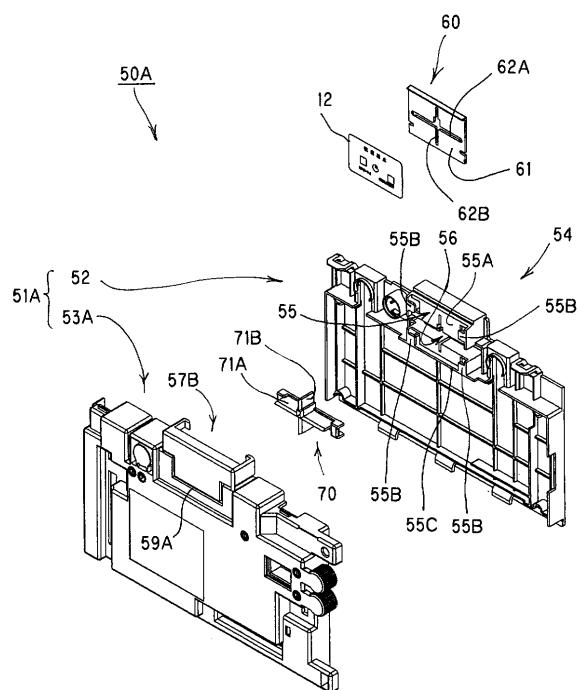
【図11】



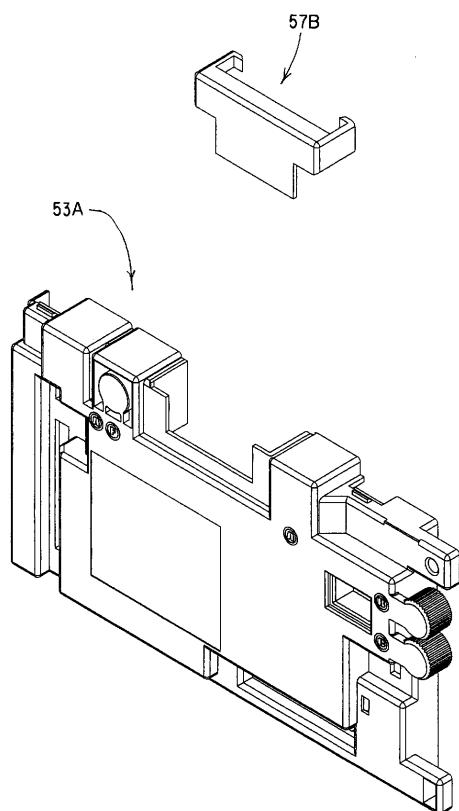
【図12】



【図13】



【図14】



フロントページの続き

(72)発明者 青木 謙太

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号サンシャイン60 サミー株式会社内

審査官 檀本 研太郎

(56)参考文献 特開2011-036306 (JP, A)

特開2010-115222 (JP, A)

特開2012-161527 (JP, A)

特開2011-244901 (JP, A)

特開2011-239844 (JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A63F 5/04

A63F 7/02